

【マイナンバー（個人番号）確認書類】

マイナンバー（個人番号）確認書類として、(1)番号確認書類と(2)本人確認書類が必要です。
番号確認書類と本人確認書類は、退職所得の受給に関する申告書（提出が必要な場合のみ）とともに専用封筒（マイナンバー確認書類専用封筒）に入れ、共済金等請求書と一緒にご提出ください。

(1)番号確認書類	(2)本人確認書類
<p>次のいずれかの書類</p> <p>①個人番号カードの写し （個人番号が記載された面） ※個人番号カードは、両面をコピーしていただくことにより、本人確認書類は不要となります。</p> <p>②通知カードの写し</p> <p>③住民票の写し又は住民票記載事項証明書 （氏名、生年月日、性別および個人番号が記載されているものに限りませ。）</p> <p>「個人番号カード」とは、 本人が市区町村に交付を申請し、通知カードと引き換えに交付を受けるカードで、通知カードに記載された事項に加えて本人の顔写真が表示されているものです。</p> <p>「通知カード」とは、 平成 27 年 10 月以降に市区町村から送付された、本人の氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバーが記載されているカードです。</p>	<p>次のいずれかの書類 ※有効期限内のものをご提出ください。</p> <p>①個人番号カードの写し（顔写真がある面）</p> <p>②運転免許証の写し</p> <p>③運転経歴証明書の写し</p> <p>④旅券の写し</p> <p>⑤身体障害者手帳の写し</p> <p>⑥精神障害者保健福祉手帳の写し</p> <p>⑦療育手帳の写し</p> <p>⑧在留カードの写し</p> <p>⑨特別永住者証明書の写し</p> <p>⑩上記のほか官公署又は法人が発行した顔写真付きの身分証明書、社員証又は資格証明書の写し（本人の氏名と、生年月日・住所のどちらかが記載されたものに限りませ。）</p> <hr/> <p>上記の書類が提出できない場合は、次の書類から 2 つの書類 ※有効期限内のものをご提出ください。 ※請求添付書類として印鑑登録証明書、戸籍謄本、他からの退職所得の源泉徴収票のいずれかを提出される場合は、本人確認書類を兼ねますので、不足分のみご提出ください。</p> <p>①国民健康保険の被保険者証の写し</p> <p>②健康保険の被保険者証の写し</p> <p>③船員保険の被保険者証の写し</p> <p>④後期高齢者医療の被保険者証の写し</p> <p>⑤介護保険の被保険者証の写し</p> <p>⑥国民年金手帳の写し</p> <p>⑦児童扶養手当証書の写し</p> <p>⑧特別児童扶養手当証書の写し</p> <p>⑨上記のほか官公署又は法人が発行した顔写真なしの身分証明書、社員証又は資格証明書の写し（本人の氏名と、生年月日・住所のどちらかが記載されたものに限りませ。）</p>

（ご注意）

氏名、生年月日、住所が正しく記載されているものをご提出ください。住所などが書類間で異なっておりますと、再度、正しい書類を提出していただくことがあります。